

令和6年度目黒区介護保険サービス事業者等の指導及び監査の実施方針並びに実施計画

令和6年4月2日付け目健計第5104号決定

目黒区介護保険サービス事業者等指導及び監査の実施に関する要綱(平成18年5月9日付け目健介第225号決定。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、令和6年度における目黒区介護保険サービス事業者等の指導及び監査の実施方針並びに実施計画を定める。

第1 基本方針

指導は、介護保険法その他の法令等の規定に基づき、利用者本位のサービスが提供されているか、適正な保険給付が確保されているか、サービスに係る指定基準等は遵守されているか、高齢者虐待防止等及び個人情報の保護に関して適切な措置を講じているか等に主眼を置いて実施する。

また、監査は、重大な法令・指定基準等違反、介護報酬の不正請求又は不適切なサービス提供の疑いがある場合に、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに実施する。

なお、実施に当たっては、東京都、関係区市町村及び関係課と連携し、指導検査体制の一層の充実・強化を図る。

第2 指導の目標及び項目

1 指導の目標

介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求等に関し、法令及び東京都又は区の基準に関する条例等に照らし必要な調査を実施し、事業者等に対し必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護保険制度の円滑な運営、介護給付費等対象サービスの質の確保及び利用者保護を図る。

2 指導項目

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

第3 指導の重点項目

指導の重点項目は以下の通り。特に令和6年度については、令和5年度末に猶予期限を終了した業務継続計画の策定、虐待防止の措置、感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の体制整備及び令和6年度の介護報酬改定事項について重点的に指導を行う。

1 個別サービスの質に関する指導

(1) サービス提供を開始するに当たり、利用者または家族に内容及び手続の説明並びに同意(個人情報の利用を含む。)が適切に行なわれているか。

(2) 利用者、家族の希望、課題に適合した計画を作成しているか。

(3) 身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。

(4) 職員の質的向上

管理者及び職員の質的向上のためどのような方策がなされているか。

(5) 設備は基準を満たしているか。(感染症予防用設備及び消防設備)

(6) 令和6年度介護報酬改定事項を満たしているか。

2 基準等に規定する運営体制に関する指導

(1) 人員配置は基準を満たしているか。勤務体制は確保されているか。

(2) 適切な介護サービスを提供できる体制が確保されているか

(3) サービス提供に伴う事故等への対応

事故、苦情、食中毒や感染症が発生したとき、適切に処理されているか。

(4) 令和6年度介護報酬改定事項を満たしているか。

3 介護報酬算定、請求の適正な処理

(1) 介護報酬が適正に算定されているか。

(2) 加算、減算は適切に算定されているか。特に、居宅介護支援業務について、運営基準に定められたアセスメント・モニタリングの未実施、サービス担当者会議の未開催、利用者の同意を得ていない、利用者が介護支援専門員に対して複数のサービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者の選定理由の説明を求めることができること等について文書を交付し説明をしていない等、不適切であるにもかかわらず減額せずに報酬を請求していないか。

(3) サービス提供に当たり計画書が事前に適切に作成されているか。

(4) 令和6年度介護報酬改定事項を満たしているか。

4 業務管理体制

介護保険法等を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備し、適切に届出を行っているか。

第4 監査の重点項目

1 不正な手段により、指定、許可等を受けていないか。

2 無資格者によりサービスが提供されていないか。

3 人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。

4 架空、水増しによる不正な介護報酬が請求されていないか。

5 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。

6 業務管理体制が実行ある形で整備され機能しているか。

7 高齢者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体拘束や、人権侵害が行われていないか。

第5 指導の実施計画

1 対象サービス事業者等及び実施時期

指導の対象サービス事業者等及び実施時期については、次の対象サービス事業者等の選定及び実施形態を考慮し、別途定める。

2 対象サービス事業者等の選定及び実施形態

(1) 対象サービス事業者等の選定

要綱第6条の規定により選定。特に運営指導については、前回運営指導を実施してから一定の時期が経過した事業所を優先して選定する。

(2) 実施形態

ア 集団指導

年2回以上実施する。指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正の内容及び高齢者虐待事案を始めとした過去の指導事例等について講習等（外部講師による講習を含む。）の方式で行う。また、Web会議システムや動画配信の活用により感染症予防対策並びに事業者に対する受講の利便性の向上を図る。

イ 運営指導

(ア) 東京都指定の事業者等の内、訪問介護事業者、訪問看護、通所介護事業者、福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売又は介護老人福祉施設については、介護保険法第24条の2に基づく指定市町村事務受託法人へ事務の一部を委託し、運営指導の同行を依頼する。このほか、必要に応じて健康福祉計画課職員単独による運営指導を行う。

(イ) 目黒区指定の事業者等については、介護保険法第24条の2に基づく指定市町村事務受託法人へ事務の一部を委託し、運営指導の同行を依頼する。このほか、必要に応じて健康福祉計画課職員単独による運営指導を行う。

(ウ) 介護老人保健施設については、健康福祉計画課職員による運営指導を行う。

(エ) 前記(ア)～(ウ)については、必要に応じて他部署の職員の応援を求める。

3 指導通知

指導を行うに当たっては、要綱第8条の規定により通知する。ただし、必要と認める場合には、指導の開始時に文書を提示することにより行う。

以 上